

千葉県更生保護団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、犯罪の予防及び犯罪者の更生のため、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、犯罪の予防及び犯罪者の更生のための活動を行う次の団体とする。

- (1) 千葉県保護司会連絡協議会
- (2) 千葉県更生保護女性会連絡協議会

(補助対象経費等)

第3条 補助金の補助対象経費、補助基本額及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉県更生保護団体補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費予算額内訳書
- (4) 規約
- (5) 補助事業等の効果を記載した書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉県更生保護団体補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、

千葉県更生保護団体事業等変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更（中止・廃止）承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉県更生保護団体事業等変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、千葉県更生保護団体事業等実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業等の経過及び成果を証する書類
- (3) 補助対象経費決算額内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉県更生保護団体補助金額確定通知書（様式第6号）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県更生保護団体補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県更生保護団体補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉県更生保護団体補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県更生保護団体補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉県更生保護団体補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。
- 2 千葉県保護司会連絡協議会補助金交付要綱（平成4年4月1日施行）及

び千葉市更生保護婦人会連絡協議会補助金交付要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

補助対象団体	補助対象経費	補助基本額	補助率
千葉県保護司会 連絡協議会	人件費 会議費 通信印刷費 交通費 雑費 研修研究会費 関係機関等会議費 犯罪予防活動費 補導援助費	補助対象経費の総額と 1,508千円とを比較して、 いずれか低い額	2分の1
	地区助成金 (ただし、更生保護法 人千葉県更生保護助成 協会からの助成相当額 を除いた額)	補助対象経費の総額と 240千円とを比較して、 いずれか低い額	10分の 10
千葉県更生保護 女性会連絡協議 会	会議費 印刷通信費 消耗品費 備品費 慰問活動費 援助活動費 研修活動費 施設援助費	補助対象経費の総額と 174千円とを比較して、 いずれか低い額	2分の1

千葉県更生保護団体補助金交付申請書

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

団 体 名 及 び

代 表 者 職 氏 名

印

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉県更生保護団体補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により次のとおり申請します。

補助事業等の目的及び内容	
交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎	
交付を受けたい時期	年 月 日
補助事業等の完了年月日	年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 補助対象経費予算額内訳書(別紙1) 4 規約 5 補助事業等の効果を記載した書類

別紙 1

補助対象経費予算額内訳書

補助対象経費	予算額	積算内訳
	円	
合計		

様

千葉市更生保護団体補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市更生保護団体補助金について次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
補助事業等名	
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。4 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

年 月 日

千葉県更生保護団体事業等変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉県長

住 所

団体名及び

代表者職氏名

印

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県更生保護団体事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されますよう千葉県更生保護団体補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

補助事業等の内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定 年月日		年 月 日
添 付 書 類	1 経過及び内容を証する書類	

千葉市更生保護団体事業等変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市更生保護団体補助金について次のとおり承認する（しない）こととしたので、千葉市更生保護団体補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

印

変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差引補助金額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
変更（中止・廃止）承認（不承認）理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

千葉県更生保護団体事業等実績報告書

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

団 体 名 及 び

代 表 者 職 氏 名

印

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県更生保護団体事業等の実績について、千葉県補助金等交付規則第 1 2 条の規定により次のとおり報告します。

補助事業等の着手年月日 及 び 完 了 年 月 日	年 月 日 年 月 日
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日 交付 円 年 月 日 交付 円 計 円
補助事業等の経費精算額	円
添 付 書 類	1 収支決算書 2 補助事業等の経過及び成果を証する書類 3 補助対象経費決算額内訳書(別紙1)

別紙 1

補助対象経費決算額内訳書

補助対象経費	決算額	積算内訳
	円	
合計		

千葉市更生保護団体補助金額確定通知書

年度千葉市更生保護団体補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等
交付規則第13条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
補助事業等の経費精算額	円
補助金の戻入額	円
補助金の確定額	円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

年 月 日

千葉県更生保護団体補助金交付請求書

(あて先) 千葉県長

住 所

団体名及び

代表者職氏名

印

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県達 第 号千葉県更生保護団体補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉県補助金等交付規則第16条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助金の確定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
交付請求額		円
添付書類	1 千葉県更生保護団体補助金額確定通知書の写し	

千葉県更生保護団体補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉県長

住 所

団体名及び

代表者職氏名

印

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県更生保護団体補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉県補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付 年 月 日交付 計	円 円 円
今回の交付請求額		円
添付書類	1 千葉県更生保護団体補助金交付決定通知書の写し	

千葉市更生保護団体補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市更生保護団体補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

千葉市更生保護団体補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条

第1項の規定により次のとおり返還を命ずる。
第2項

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返 還 期 限	年 月 日まで	
返 還 を 命 ず る 理 由		
返 還 方 法		

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

令和2年3月26日
保健福祉局次長決裁

千葉県更生保護団体補助金交付要綱第5条第1号に規定する市長の承認を要する「補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更」の基準を定める件

標記の件に関し、千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号）第5条第1項第1号に規定する補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更に関し、同号に規定する「市長が認める軽微な変更」について、以下のとおり定める。

市長が認める軽微な変更の基準（以下のいずれか一つに該当するもの）

- 1 補助事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって、変更額が補助対象経費の総額の5分の1に満たないもの
- 2 経費の増減の原因が、契約差金や対象者の自然増減、自然災害による影響など、やむを得ない事情によるもの

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。